

公益財団法人 日本鳥類保護連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本鳥類保護連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、鳥類等の野生生物保護に関する知識及び精神を広く国民の間に普及するとともに、その保護を推進し、もって自然環境及び生物多様性の保全並びに人と鳥類等の野生生物が共存・共生する社会の構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 鳥類等の野生生物保護及び自然愛護の精神を育成するための普及啓発活動に関すること。
- (2) 鳥類等の野生生物保護にかかわる調査研究に関すること。
- (3) 希少な鳥類等の保護の推進に関すること。
- (4) 鳥類等の野生生物保護にかかわる個人及び団体による功労の表彰に関すること。
- (5) 鳥類等の野生生物保護の施策の確立及びその実施にかかわる意見表明に関すること。
- (6) 鳥類等の野生生物保護にかかわる国際協力に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、本邦および海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 各事業年度の決算
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 総裁の推戴及び名誉会長の称号授与
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合には開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 総裁の推戴及び名誉会長の称号授与
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を 選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名の合計 2 名がこれに記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とする。

3 理事のうち、1 名を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。

4 前々項の会長及び前項の副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会務の執行に当たるとともに、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、必要に応じて会長の職務を執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 代表理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律198条において準用する第114の規定により、理事会の決議をもって、同法198条において準用する第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

（役員の報酬等）

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の互選により、理事会の議長とする。

（決議）

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは出席した理事全員及び監事が、前々項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第36条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 総裁、名誉会長、顧問及び参与

(総 裁)

第40条 この法人は、理事会及び評議員会の決議を経て、総裁を推戴することができる。

(名誉会長)

第41条 この法人は、多年会長として勤務した者で、この法人の事業の発展に特に功績のあった者に対し、理事会及び評議員会の決議を経て、名誉会長の称号を授与することができる。

2 名誉会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

第42条 この法人は、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 前項に定めるもののほか顧問及び参与について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

3 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第43条 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に答え、会長に対し、意見を述べることができる。

第10章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

5 事務処理規程については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 1 2 章 コアジサシ研究センター

(コアジサシ研究センター)

第 4 6 条 コアジサシという種を保全することを目的として、この法人にコアジサシ研究センター（以下センター）を置く。センターの英名を、Little Tern Research Center とする。

2 センターに関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 1 3 章 支部

(支部)

第 4 7 条 この法人の目的を達成するために、支部を置くことができる。

2 支部は主として設立に関する地域において、この法人の地域活動を実施する。

3 支部の運営は理事会の決議を経て会長が定める支部規程による。

4 支部に関する必要な支部規約は、会長の承認を経て支部が別に定める。

第 1 4 章 会 員

(会 員)

第 4 8 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 1 5 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 4 9 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、業務・財務に関する資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(個人情報の保護)

第 5 0 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に努める。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 1 6 章 公告

(公告の方法)

第 5 1 条 この法人の公告方法は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 7 章 補 則

(委 任)

第 5 2 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は、矢島稔とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

内田康夫	大庭照代	岡田八郎	岡本圭祐	叶内拓哉
北野日出男	小宮輝之	中川志郎	中村浩志	林 良博
油井正昭				

平成 2 5 年 6 月 2 5 日施行

附 則（平成 2 8 年 1 月 2 1 日）

- 1 定款第 4 5 条第 5 項、第 1 2 章、第 1 3 章、第 1 5 章、第 1 6 章については平成 2 8 年 1 月 2 1 日より施行する。

附 則（平成 3 1 年 2 月 4 日）

- 1 定款第 1 9 条第 4 項、第 2 5 条第 5 項並びに第 3 3 条第 2 項の変更については平成 3 1 年 2 月 4 日より施行する。

附 則（令和元年 6 月 2 0 日）

- 1 定款第 1 9 条第 2 項並びに定款 2 0 条第 2 項の変更については令和元年 6 月 2 0 日より施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 3 0 日）

- 1 定款第 1 7 条第 1 項及び第 2 項、第 2 1 条第 4 項、第 2 3 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 3 1 条第 1 項、第 2 項、第 3 4 条第 2 項の変更並びに第 3 4 条第 3 項の追記については令和 3 年 8 月 3 0 日より施行する。

附 則 （令和８年４月２０日）

定款第８条第１項第４号及び同第５号の変更、第９条の変更、第１１条第２項第２号の変更、並びに第３８条及び第３９条の変更は、令和８年４月２０日より施行する。